# 義務付け・枠付けの見直しに係る
# 条例制定の取組事例

佐賀県

# 条　例　案　の　概　要

## １　条例案の題名

佐賀県児童福祉法施行条例（案）

## ２　制定理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 37 号）において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）が改正され、児童福祉施設の設備及び運営について都道府県条例で基準を定めることとされたことに伴い、保育所及び児童厚生施設に係る基準について定めるもの。

## ３　制定の内容

【保育所】

（１）設備及び運営に関する基準

① 食育の推進に関する基準について規定（第 3 条第 1 項第 1 号関係）

・保育所において食育を推進するために、規則で定める食育推進計画を策定するとともに、食育推進担当者を設置することとする。＜独自基準＞

② 環境教育等の推進に関する基準について規定（第 3 条第 1 項第 2 号関係）

・持続可能な社会の構築が求められている中、環境の保全についての理解を深め、環境を考えて行動する人づくりを推進するとともに、環境への負荷の低減を図るために、職員及び入所している乳幼児に対して環境教育を行うよう努めることとする。＜独自基準＞

③ 保健師又は看護師の配置に関する基準について規定（第 3 条第 1 項第 3 号関係）

・一般的に０、１歳児は疾病等に対する抵抗力が弱く、体調の変化が大きいことから、日頃の健康管理や病状観察などを適切に行う必要がある。

・また、新型インフルエンザなど感染症予防への取組み、体調不良児への対応、怪我や事故などへの適切な処置が保育所に対して求められている。

・より安全で安心な保育環境の整備を推進するために、乳児を入所させる保育所は、看護師等を配置するよう努めることとする。＜独自基準＞

**④ 障害のある乳幼児の保育に関する基準について規定（第３条第１項第４号関係）**

・障害のある乳幼児の保育については、一人一人の発達過程や障害の状態を把握するとともに、家庭や関係機関と連携のうえ、適切な環境の下で実施することを求めることとする。＜独自基準＞

**⑤ 検便の実施に関する基準について規定（第３条第１項第５号関係）**

・保育所における衛生管理を徹底するために、乳幼児の食事を調理する者（調乳する者を含む。）に対し、検便による健康診断を実施することとする。＜参酌基準を変更＞

⑥ 上記①～⑤以外の基準については、厚生労働省が定める基準と同様とすることとした。**（第３条第２項関係）**

**（２）県による保育所に係る情報提供に関する規定（第３条第３項関係）**

・保育所に係る情報を利用者等に提供するとともに、各施設の特色ある取組みを促進し、県全体の保育の質の向上を図るために、知事が、保育所の名称、保育内容その他規則で定める事項を利用者等に対し周知することとする。

**【児童厚生施設】**

**児童館等屋内の児童厚生施設の設備の基準について規定（第４条関係）**

① 施設の効率的な利用を促進するため、必要な機能について掲げることとし、「集会」「遊戯」「図書を閲覧」「静養」することができる場所とした。＜参酌基準を変更＞

② トイレ等の設備は乳幼児でも使用できるよう施設の改善及び備品等の整備に努めることを求めることとした。＜参酌基準を変更＞

③ 上記①、②以外の基準については、厚生労働省が定める基準と同様とすることとした。

**【その他】**

佐賀県手数料条例で規定していた保育士試験手数料等を佐賀県児童福祉法施行条例で規定することとした。

**４ 施行期日**

平成24年４月１日

ただし、この条例の施行前に法第３５条第３項の届出をした保育所（※公立保育所）及び同条第４項の認可を受けた保育所（※私立保育所）については、この条例の施行の日から起算して４年間は、保育所の①の基準（食育推進計画の策定及び食育推進担当者の設置）については適用を受けない。

# 愛知県 「道路構造の技術的基準を定める条例（案）」概要版

## 1．背景及び課題整理

### 1）地域主権改革

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（H23.4.28成立）

〇地方自治体の条例制定が必要なもの

平成24年4月1日施行（経過措置1年）

**『柔軟性のある道路構造令のあり方検討委員会』からの提言**（H21.1）

**（道路構造令の運用実態）**

・道路構造令の基準は過大

・全国一律的であり個別事業に対応不可

### 2）愛知県の道路の課題

**〇みちづくりの課題**

**「これからの愛知のみち（10の課題）」**

(H22.4より)

①渋滞を減らす　－スムースな移動－

②ものづくりを支える

－陸海空の拠点を結ぶ広域道路網の形成－

③暮らしを支える　－日常的に使う道路の整備や改良－

④災害に備える　－防災対策－

⑤上手に使う　－既存施設の有効活用－

⑥交通事故を減らす　－交差点の改善や歩道の設置－

⑦誰もが快適な道路空間を

－バリアフリー化、電線類の地中化－

⑧人と地球にやさしく　－環境への配慮－

⑨大事に使う

－高齢化する道路施設の計画的な維持管理－

⑩いつでもベストな状態に　－適切な日常管理－

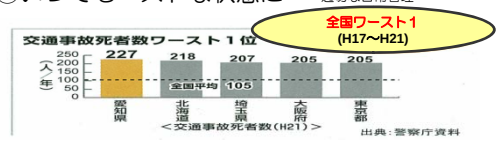


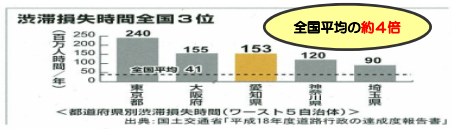

## 2．条例化案の策定

**「あいちの新たな道路構造基準のあり方検討会議」**

（学識委員による 第３者委員会）

**〇学識委員**

名古屋産業大学

教　　授　伊豆原 浩二

豊田工業専門学校

名誉教授　荻野　弘

**（条例化案の策定方針）**

地域主権改革を踏まえ、**愛知県の地域特性**を反映する。

①全国一律的な、道路構造基準の見直し、愛知県の道路の課題を踏まえ、**課題解決に資する愛知県独自基準**を設定する。

（ローカルルール設定）

②厳しい財政状況を踏まえ、**コスト縮減・既存ストックの有効活用**を図り、早期に安全性・利便性及び代替性を確保する。

## 3．条例化（県独自基準案）

**〇第２９条（平面交差又は接続）　新たに縮小規定を設ける。**

・３項：第３種道路 交差点部の直進車線に縮小規定を設ける。

・４項：第３・４種道路 交差点部の屈折（右折）車線に縮小規定を設ける。

効果：屈折（右折）車線設置に伴い、交通渋滞の緩和・交通事故を減らす。

■現況
右折車線なし

■整備後
現道用地内で
右折車線設置

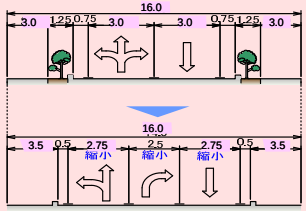


■整備前の
渋滞イメージ

**〇第８条（停車帯）　幅員規定を１．５mを標準とする。**

・２項：停車帯の標準幅員規定を　２．５m　⇒　１．５m　とする。

効果：「すり抜け車両」・「違法駐車」を防止し、交通事故を減らす。

■停車帯の
駐車状況

※愛知県の管理する県道に関する規定に改める。

高速自動車国道（第１種１級）及び一般国道（第３種１級）に関する事項の削除。

積雪地域に関わる事項の削除。

**兵庫県**

# 県道の構造の基準について

## １　概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、道路法が改正され、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（通行する自動車の種類、建築限界及び橋等の自動車荷重に対する必要な強度の基準を除く。）を、政令（道路構造令）で定める基準を参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることになった。

このため、本県では、道路構造令で定める基準に加え、２の独自基準を定めることとし、条例制定の手続きを進めている。

## ２　現行基準の問題点と本県の独自基準

(1) 現行基準の問題点

平地部の県道について、現在の構造令では、地形の状況その他の特別の理由を考慮して、最も規模の小さい道路に区分するとしても、２車線整備が必要な第３種第４級に区分せざるを得ない（道路構造令第３条第２項)。

(2) 本県の独自基準

(1)の問題点を解決するため、平地部の県道について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第３種第５級（１車線）で整備が可能となるよう基準を設ける。

香川県

# 「香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例」議案の概要

## １　条例議案の概要

第1次一括法による道路法の一部改正に伴い、県道の構造の技術的基準及び標識の寸法について定めるもの。

## ２　条例制定に当たっての課題

### (1)　県道の構造の技術的基準

①　平成１９年５月に香川県公共事業ローカルルールを定め、「1.5 車線的道路整備」や「歩行者等の通行量に応じた歩道幅の決定」など効率的な道路整備に努めており、本県の県道の実情を踏まえた道路整備が課題。

②　本県においては、「人口当たり交通事故発生件数が多いこと」、「交通事故死者に占める自転車乗車中の比率が高いこと」などの特徴があり、道路整備に当たっても、交通事故を抑止するための交差点改良の推進や、自転車が安全に走行できる空間の確保が課題。

### (2)　県道の標識の寸法

○　県道は、地域の生活道路として機能しているものも多く、道路の形状、用地上の制約などがある中、必要な位置に必要な標識を設置することが課題。

## ３　本県条例議案における独自基準

条例議案では、政令で定める基準を参酌しつつ、一方で、次のような香川県独自の基準を設けている。

### (1)　県道の構造の技術的基準

**①　1.5 車線的道路整備の明確化**

山間部を通過する路線などでは、全線２車線とすることなく、１車線のままの区間や、待避所設置などの局部改良を組み合わせた1.5車線的整備を行うことができることを明確化する。

**②　「自転車等の走行空間確保」を目的とした路肩幅員の拡大**

自転車等が安全に通行できる空間を確保するため、自転車歩行者道や歩道の設置が困難な場合は、原則として車道の左側に設ける路肩の幅員は１メートル以上とする。

**③　歩行者等の通行量に応じた歩道幅の決定**

歩行者通行者数や自転車通行台数等に基づき、歩道や自転車歩行者道の設置の有無、設置する場合の幅員を決定する。

**④　「交差点改良の推進」を目的とした交差点部車道幅員の縮小**

交差点改良を推進するため、都市部の道路に加え地方部の道路についても、直進車線や屈折車線の幅員を縮小できる。

### (2)　県道の標識の寸法

○　道路の形状、交通の状況等により必要があるときは、交通の安全と円滑に支障のない範囲内で、標識の寸法を縮小することができる。

## ４　施行期日

平成２４年２月県議会に議案を提案。平成２４年４月１日施行を予定。